

令和6年和光市農業委員会2月総会会議録

和光市農業委員会

令和6年和光市農業委員会2月総会日程

令和6年2月29日（木曜日）午前9時00分開会

- 日程第1 開 会
- 日程第2 開 議
- 日程第3 議事録署名委員の指名 7番 吉田成実委員 8番 田中和巳委員
- 日程第4 提出議案 議案第1号 農地法第4条許可申請について
議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第5 協議事項 ①令和6年和光市農業委員会3月総会の日程について
②地域計画策定に係る意向調査について
③その他
- 日程第6 諸報告 ①会長専決について
②農業委員の活動報告について
③その他
- 日程第7 閉 会 午前10時00分

出席委員（11名）

1番	新坂篤司君	2番	富岡和樹君
3番	富岡浩之君	4番	本多修君
5番	成田真理子君	6番	小寺淳一君
7番	吉田成実君	8番	田中和巳君
9番	富澤孝子君	10番	井口俊彦君
11番	浪間兼三君		

欠席委員（0名）

◎開会

◎開議

○事務局長（大塚） それでは、定刻を数分過ぎてしまいましたが、皆様、おはようございます。

ただいまから令和6年和光市農業委員会2月総会を開会いたします。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

○新坂会長 皆様、おはようございます。

先週は初夏を思わせるような暑い日があったかと思えば、一転、雪が降り、そして強風が吹くという、目まぐるしく天候が変化しておりますが、体調を崩されている方はいらっしゃらないでしょうか。

さて、本日は総会后、宮代町への研修が予定されております。ご参加できる方は引き続きこちらもよろしくお願いいたします。

それでは、議事に移らせていただきます。

令和6年和光市農業委員会2月総会を始めます。

出席委員は11人中10人で、和光市農業委員会会議規則第6条による定足数に達しており、総会は成立していることを報告します。

◎議事録署名委員の指名

○新坂議長 初めに、議事録署名委員ですが、7番、吉田委員、8番、田中委員を指名します。

◎提出議案

議案第1号 農地法第4条許可申請について

○新坂議長 それでは、議案に移ります。

議案第1号 農地法第4条許可申請についてを上程します。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（江口） それでは、議案第1号 農地法第4条許可申請についてご説明をさせていただきます。

議案書の1ページ目から4ページ目をご覧ください。

議案第1号 農地法第4条許可申請について。

申請者、和光市白子三丁目**番**号、A。土地表示、和光市下新倉五丁目**番、地目が登記簿、田、現況、畑、面積は651平方メートル。転用目的は貸駐車場となっております。

本案件は市街化調整区域内の農地を自己資金で農地以外のものに転用するための申請です。埼玉県知事に対する許可申請に当たり、農業委員会としての意見を付すものとなります。

先日、委員の皆様には申請地の確認をしていただきましたが、本日配付の写真資料1ページにも写真を掲載しておりますのでご参考にご覧ください。

ではまず、申請の経緯について説明いたします。

申請者のAさんは、申請地の周囲が駐車場や資材置場に囲まれ効率的に耕作できないことから、農地の縮小を考えていました。

そのような折に、D社から駐車場として借りたいとの申し入れがあり、申請者の費用で整備し、D社に貸し出すことで合意に至ったことで申請がされました。

議案書の2ページ目と3ページ目をご覧ください。

申請地の利用計画について説明いたします。

申請地には貸駐車場を整備し、東側に出入口を設け、周囲はコンクリートブロックを2段重ねの上にメッシュフェンスを設置します。出入口のみアスファルト舗装で、その他は砕石敷となります。

工事に係る費用の資金調達については、資金調達計画書、工事見積書、残高証明書が提出されており、計画が妥当であることを確認しております。

次に、面積の妥当性についてですが、現在利用している駐車場は板橋区の都営三田線の高架下であり、面積が243.04平方メートル。これに対し申請地は651平方メートルとなっております。既存地より大幅に広がっております。しかし、これは既存地が駐車場の前後から直接車の出し入れできる形となっているため、転回スペースを設ける必要がなかったという事情があることによるものです。これとは異なり、申請地は出入口が1か所のため、通路や転回スペースが必要となるため、この面積となっております。

資料番号はありませんが、本日配付の資料の一番後ろに図面と写真をご用意しております。白黒刷りの写真と図面です。こちらが既存地の図面になっておりますので、申請地との比較の参考にしていただければと思います。

なお、現在使用中の駐車場には3トントラックが6台、2トントラックが4台駐車しており、この全てが申請地に移転する予定です。

計画面積が妥当かどうかについてご判断ください。

また、周辺農地への影響についてですが、三方を資材置場、駐車場に囲まれており、周辺農地とは距離があるため影響は少ないものと思われま

す。計画から発生する被害防除についてですが、誓約書において計画どおりの運用を確約しており、近隣農地への影響は少ない見通しです。

農地の区分についてですが、農地法施行規則第46条、水道・下水道管が埋設されている道路の沿道区域であって、おおむね500メートル以内に教育施設、医療機関が存することに該当し、転用可能な第3種農地と判断ができます。

事務局からの説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

この後、参考人が入室し、転用の経緯等についてご説明をいただきますが、これまでの事務局の説明の中で皆様からのご質問等はございますか。

(発言する者なし)

○新坂議長 よろしいでしょうか。

それでは、参考人に入室していただきます。

(参考人入室)

○新坂議長 ご紹介します。申請者、Aさんの代理人として、B社のCさんにお越しいただきました。

Cさん、本日はお忙しいところ、ありがとうございます。

農業委員会では、農地転用の許可申請があった場合は、関係者にお越しいただき、農地転用に至った経緯や工事の概要、申請地の利用形態等について説明の上、委員からの質問に答えていただく形となっております。

なお、和光市農業委員会会議規則第8条第2項の規定により、発言される際は必ず挙手をして議長の許可を受けてから発言するようにしてください。

それでは、農地転用に至った経緯及び工事の概要と申請地の利用形態について説明をお願いします。

○参考人(C) ただいまご紹介いただきましたB社のCでございます。よろしくお願いいたします。

させていただきます。まず賃借人の申請経緯を説明いたします。現在、当社は東京都板橋区高島平に本社がございまして、D社という有限会社でございます。代表取締役の松山様

というところからご推薦いただいた

でございます。当社は昭和60年に設立以来、運送業として主に都内及び近県で事業活動をしております。これまでに本社事業所の近くに駐車場を借りて利用しておりましたが、貸主より明渡しを求められ、以来、都内及び近郊で駐車場を探してまいりましたが、なかなか見つからないで困っていましたが、このたび、土地の所有者であるA様に申し出たところ、折り合いがつきましてお貸しいただくことに合意いたしました。

今の駐車場は道路が両面にあるため出入りに便利であります。狭いため車両の保管にはぎりぎりであるところ、当申請地は事業所から約4キロメートルと事業活動に便利であり、広さもちょうどよい広さで、当社専用の駐車場として最適であります。

当申請地を買い受け、駐車場として利用したく、位置的にも最適であり、何としても現在利用している車両10台の駐車場にしたいと考えております。このたびの申請についてよろしくお願いいたします。

続きまして、賃貸人の経緯について説明いたします。和光市白子三丁目**番**号、A様でございます。当申請地は平成13年に相続により取得し農業を営んでおります。当申請地は周囲が駐車場、資材置場になっており、農作業をしにくくなっております。効率が悪く耕作が難しいため、農業経営の縮小を図りたいと考えております。そこで、このたび、D社から駐車場として当申請地を借り受けたい申入れがありましたので、ちょうどよい機会でありますので、当地を貸し、賃料を生活に充てたいと考えております。

つきましては、私が駐車場の造成と整備を行い、賃貸借契約を行うということで、貸主とも折り合いがつきましたので、ぜひとも貸駐車場として利用させていただく申請に及びました。このたびの申請についてよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○新坂議長 ありがとうございます。

ただいま参考人からご説明をいただきましたが、委員の皆様から何か質問はございますか。質問のある方は挙手をお願いします。

9番、富澤委員。

○富澤委員 もともと高島平で営業されていましたが、どうして和光市に場所を変えるという経緯を教えてくださいなのですが。板橋区内でも候補地はあったのではないのでしょうか。

○新坂議長 参考人。

○参考人（C） 板橋区ではまとまった土地を探すというのはなかなか難しく、皆さん決ま

ったところから退去する人が少ないので、なかなか苦慮していました。やっと1年がかりで見つけさせていただいて、今回はAさんからちょうどよい機会だったので貸していただくことになったので、本当にB社としてはぜひともここを借りたいというようにお話がございます。

以上です。

○新坂議長 他に質問のある方はいらっしゃいますか。

6番、小寺委員。

○小寺委員 現地視察で気になった点がありまして、地図の南側の境界線にU字溝となっているんですけども、そこは隣のところからごみが結構あるというか、U字溝として働いてはいないんじゃないかという感じに見えたんですね。私のうちも近くに、相続でそこを洗う前に駐車場としてあったんですけども、結構ごみを捨てていかれるので、そういうのも結構このU字溝のところにもぼいぼいごみとかそんな感じに捨てられている感じですけども、そういうのはどういった考えですか。

○新坂議長 参考人。

○参考人（C） 確かに、誰も見ていないと車の中からぼんぼん投げている人がいるんですね。それはおっしゃるとおりだと思います。清掃を心がけるように申し伝えます。

○新坂議長 他に質問のある方はいらっしゃいますか。

5番、成田委員。

○成田委員 申請地の隣地には農地が隣接はしていないんですけども、まだ周辺に農地があるかと思えます。今回は大型車両ということでその出入りがさらに増えるということで、周辺で農業を営む方の安全についての配慮をされている点があれば教えてください。

○新坂議長 参考人。

○参考人（C） 大型車はなくて中型車と小型車の、何か通勤にここまで車に乗ってきて事業車と換えていくということもあるみたいなので、ここは電車で来る人もいらっしゃるようですけども、大型車は無いんです。

県から出入りも8メートルという規制がございまして、なので、大型車は入れないんです。できるだけ、今おっしゃったように、ごみだとかは、桜のとともきれいに咲く場所なので、気をつけて使用させていただきたいと思っています。

○新坂議長 5番、成田委員。

○成田委員 そうしますと、通勤のための駐車場ということになるのですか。

○参考人（C） ええ、駐車場です。車のみを置きます。

○成田委員 通勤してくる職員のための駐車場ということですか。

○参考人（C） そうです。運送会社なので駐車場のみを使わせていただきたいと考えております。

○新坂議長 5番、成田委員。

○成田委員 大型車両ではないということですが、現地確認したところ、高架線がすぐ近くにあってなかなか出入りするのに難しい立地にあるのかなと思います。その辺で近隣の農地を含め交通事故等、それについて十分配慮していただければと思います。

万が一、何か危険なことが生じた場合はすぐに報告していただく、または対策を取っていただくということが必要になるかと思っておりますので、どうぞご了承をお願いします。

○新坂議長 参考人。

○参考人（C） 近隣の方にも気を遣いながら使わせていただくように、私からも特に申し伝えます。

○新坂議長 6番、小寺委員。

○小寺委員 視察して気になったんですが、あそこは桜道といってちょうど入り口のところを桜が2本ぐらいあり、入り口が重なると思いますが、あそこのところはどうするんですか。

○新坂議長 参考人。

○参考人（C） あそこのところはやはり車が入れないので、一応伐採という形に市と協議しております。

○新坂議長 6番、小寺委員。

○小寺委員 桜というのは市の所有ですか。

○新坂議長 参考人。

○参考人（C） あそこの桜はライオンズクラブというところに寄附していただいた桜でございます。

○新坂議長 そちらの、では、寄附された桜というのはもう伐採の許可というか話はもうしているわけですね。

○新坂議長 はい。

○新坂議長 小寺委員、いかがでしょうか。

○小寺委員 わかりました。

○新坂議長 他に質問の方。

7番、吉田委員。

○吉田委員 この議案の概要等は承知いたしました。

自分、下新倉五丁目、六丁目に農地がありまして、最近気になるのは、この駐車場を造るに当たって、下にセメント系改良剤を使用して土を固めるんでしょうけれども、このセメント系改良剤というのは浸透能力があるのかどうかというのが一つと、その後、この農地をまた農地に戻そうみたいな、駐車場がなったときにこのセメント系改良土というのは何の残土になるのか。セメントなのか、どう処分するのかというのをちょっと聞きたいなど。最近本当に多いんですね、五丁目、六丁目、うちの周りですけども、どうでしょうかね。

○新坂議長 参考人。

○参考人（C） ここは、現地皆さんご覧になったと思うんですが、鍋底になっていて、雨降ると周りから水が流れてくるわけです。入っちゃって結局水浸しになっちゃって耕作できないことがあったので、今のところ造っていなかったんですよ。だから、あそこはもう砂利で、碎石で寝かせてもらって、ローラーをかけて使わせてもらおうと思っています。

○新坂議長 7番、吉田委員。

○吉田委員 構造的な問題なので、この事案がどうのこうのではなく、ちょっとまた勉強しなきゃいけないかなと思います。

以上です。

○参考人（C） 分かりました。私どもも気をつけてその辺の心配りをさせていただきます。

○新坂議長 8番、田中委員。

○田中委員 図を見ると、車のみで運転手さんの待機している場所、そういうのは設置する予定は無いということですか。

○参考人（C） それは無いと思います。

○新坂議長 他に質問のある方はいらっしゃいますか。

（発言する者なし）

○新坂議長 よろしいでしょうか。

それでは、質問が無いようですので質疑応答は以上とします。

Cさん、本日はお越しいただきありがとうございました。

○参考人（C） 本日はお忙しい中、ありがとうございました。

（参考人退出）

○新坂議長 ただいま参考人から説明や質問に対する答弁をいただきましたが、委員の皆様から何かご意見はございますでしょうか。

(発言する者なし)

○新坂議長 よろしいでしょうか。

それでは採決に移ります。

この議案につきまして、許可相当ということに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○新坂議長 全員賛成。

よって、この議案は許可相当と意見を付すものとします。

◎提出議案

議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について

○新坂議長 続きまして、議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請についてを上程します。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（江口） 議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について。

議案書の5ページから6ページ目をご覧ください。

議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について、被相続人、和光市下新倉二丁目**番**号E、土地表示、和光市下新倉二丁目**番、地目、登記簿、畑、現況、畑、面積523平方メートル、相続開始年月日は令和5年5月22日となっております。

本案件は相続税の納税猶予を受けるに当たって、申請者である相続人の方が納税猶予を受けるにふさわしい人物であるかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。

租税特別措置法第70条の6第1項に規定されてる納税猶予を受けることのできる要件は2つあり、1つ目は被相続人が死亡の日まで農業経営を行っていたこと、2つ目、相続人が被相続人から相続により取得した農地について、相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められることとなっております。

本案件は、相続人のEさんからの申請です。

被相続人のFさんは昭和9年1月30日に出生し、令和5年5月22日に89歳で亡くなられ、体調を崩すまでは農業に従事されていたと伺っております。

相続人のEさんは、Fさんの息子で現在55歳、年間農業従事日数は100日です。

今回申請された農地は1筆で市街化区域内にあります。農地の現在の状況は成田委員に確認をいただきました。写真資料2ページの写真をご覧ください。

Eさんが相続税の納税猶予を受けるにふさわしい人物であるかどうかについてご審議をお願いいたします。

説明は以上です。

○新坂議長 議案第2号は5番、成田委員に現地確認をいただいております。本議案については成田委員から現地確認の報告をお願いします。

○成田委員 現地確認をしたところ特に問題は無いかと思えます。

○新坂議長 ありがとうございます。

議案第2号につきまして、皆様、ご意見、ご質問等がありますでしょうか。

(発言する者なし)

○新坂議長 よろしいでしょうか。

それでは採決に移ります。

議案第2号につきまして、承認ということに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○新坂議長 全員賛成。

よって、この議案は承認とします。

◎提出議案

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

○新坂議長 続きまして、議案第3号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(江口) 議案第3号、利用権設定、議案書7ページ目から12ページ目をご覧ください。

8ページ目を読み上げさせていただきます。

農用地利用集積計画書(利用権設定関係)。

受付番号5-10、作成年月日、令和6年2月1日、利用権の設定を受ける者、G、和光市下新倉二丁目**番**号、利用権の設定を行う者、H、和光市新倉二丁目**番**号、利用権を設定する土地、新倉八丁目**、同じく**、**、現況地目は全て畑、面積は上から431、225、175平方メートル、設定する利用権の時期については開始が令和6年3月、終期が令和11年

2月28日となっております。

本案件は市街化調整区域における農地の利用権設定で、HさんとGさんの間で3月から5年間で使用貸借をするための手続きとなります。

農業委員会の審議の結果、決定となった場合には市が利用計画を公告し、農用地利用集積計画の定めるところに従って権利設定の効力が発生します。

次に、利用権設定を受ける際の5つの要件について説明します。

1つ目、耕作の事業に供すべき農地の全てについて耕作を行うと認められること、2つ目、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められること、3つ目、利用権設定を受ける土地を効率的に耕作を行うことができると認められること、4つ目、その者が農業によって自立しようという意欲と能力を有すると認められること、5つ目、その者の農業経営に主として従事すると認められる15歳以上60歳未満の青壮年の農業従事者がいることとなります。

議案書の10ページをご覧ください。

権利設定を受けるGさんは現在59歳で、今年度の8.1調査において、年間農業従事日数は320日です。この他、妻が59歳で280日、長男が31歳で120日、次男が29歳で300日、また実習生が2人おりそれぞれ28歳と27歳で300日と90日、労働力は6人合計で1,410日となっております。所有されている農機具等の状況からも先ほどの要件を全て満たしていると考えられます。

農地の利用状況は、富澤委員に現地を確認いただきました。写真資料3ページ目をご覧ください。3ページ目が申請地になります。

なお、本来は申請地の他、耕作している全ての農地の確認も行うことになっておりますが、Gさんからの利用権の申請は昨年8月にもいただいておりますので、その際に全ての農地を適切に管理していることを確認しておりますので、今回は省略をさせていただきました。参考までに4ページ目から16ページの写真、こちらが8月に確認したGさんの耕作地となりますのでご確認ください。

以上、議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてご審議をお願いします。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

議案第3号については9番、富澤委員に現地確認をいただいております。それでは富澤委員、報告をお願いします。

○富澤委員 現地確認をしたところ、畑は畑ですけれども、天地返ししたばかりなのでこれを作付するにはちょっと時間かかるのかなと思いました。ただ対象者は長年農家やっていると

いいうことなので、うまくやっていただけると思うんですけども、ひとつまだちょっと畑というふうにはまだちょっと時間かかるのかなという感じはしました。

以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

議案第3号にいて、皆様、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

○新坂議長 よろしいでしょうか。

それでは採決に移ります。

議案第3号の計画決定に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○新坂議長 全員賛成。

よって、議案3号の計画は決定されました。

以上で議案を終結します。

◎協議事項

①令和6年和光市農業委員会2月総会の日程について

○新坂議長 次第の5、協議事項となります。

協議事項①令和6年和光市農業委員会3月総会の日程について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(江口) 協議事項①3月総会の日程についてです。3月25日月曜日、午前10時からを提案させていただきます。場所は3階庁議室になります。

なお、4月総会につきましてはまだ会議室を押さえていませんが、4月22日から26日の午前の開催を予定しております。

ご協議のほどよろしくお願いいたします。

○新坂議長 ありがとうございます。

3月総会の日程ですが3月25日月曜日の午前10時からということですが、皆様ご都合はいかがでしょうか。

(発言する者なし)

○新坂議長 よろしいでしょうか。では、3月25日月曜日の午前10時から、場所は3階庁議室でお願いします。

また、4月につきましては26日の予定とのことですが、現時点で都合の悪い方はいらっしゃいますか。

(発言する者なし)

○新坂議長 皆さん、大丈夫でしょうか。

それでは、そのような予定をお願いします。

◎協議事項

②地域計画策定に係る意向調査について

○新坂議長 続きまして、協議事項②地域計画策定に係る意向調査について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（江口） 協議事項②地域計画策定に係る意向調査について説明いたします。

先月、2月総会でも説明させていただきました地域計画に係る意向調査については、調査票の案をご確認いただいております。資料2です。こちらが先月もお配りした調査票になります。先月お配りしたものから誤字などを若干修正したものになりますが、おおむね内容は同じとなっております。内容についてさらに追加・修正等ございましたらご意見をいただきたいと思っております。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありましたが、意向調査についてご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

(発言する者なし)

○新坂議長 よろしいでしょうか。

それでは、この内容で対象者に発送します。

○事務局（江口） そうしましたら、今後の流れについてご説明いたします。

今回確認いただいた調査票については3月中に発送を行いまして、4月中に内容の取りまとめを行います。その後、5月から6月頃をめどに対象者にお集まりいただき、地域の話し合いといった形で、直接顔突き合わせて話し合いをしていただく予定でございます。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

では、事務局はそのような流れで手続をお願いします。

◎協議事項

③その他

- 新坂議長 続きまして、協議事項③その他について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局（江口） 協議事項③その他についてはございません。
- 新坂議長 では、協議事項は以上とします。
-

◎諸報告

①会長専決について

- 新坂議長 続きまして、諸報告に移ります。
- 諸報告①会長専決について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局（江口） 諸報告①会長専決については議案書の第13ページから15ページをご覧ください。
- 今月の会長専決は4条届出が2件となっており、現地の状況は写真資料の17ページと18ページですのでご確認ください。写真の補足をいたしますと、会長専決1号は4条届出で、既に墓地に転用されていたものの事後申請になります。2号も4条届出ですが、和光市白子三丁目地区の区画整理地内の転用となっております。
- 説明は以上です。
- 新坂議長 ただいま事務局の説明がありましたが、ご質問等がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。
- （発言する者なし）
- 新坂議長 よろしければ、会長専決は以上とします。
-

◎諸報告

②農業委員の活動報告について

- 新坂議長 続きまして、諸報告②農業委員の活動報告について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局（江口） 諸報告②農業委員の活動報告について。
- 今月の活動の共通事項については写真資料19ページをご覧ください。9日に行った朝霞地区農業委員会研修会、また22日から28日のいずれかに個別で行っていただいた議案現地確認、

本日29日の農業委員会2月総会とこの後行う予定の視察研修会になります。その他、個別に農地パトロールや現況確認をしていただいた方はその旨ご記入をお願いします。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

その他、皆さんから活動に関してご報告がある方は挙手をお願いします。

ございませんか。

(発言する者なし)

○新坂議長 それでは、委員の皆様からの報告は以上となります。

◎諸報告

③その他

○新坂議長 続きまして、諸報告③その他について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（江口） 諸報告③その他ですが3点ございます。

報告1点目は都市農業支援事業補助金に関するアンケートについてです。資料3になります。こちらA3資料の紙に。

産業支援課では、農業に関する機材や資材の購入費用の一部を補助する都市農業支援事業補助金というものを実施しておりますが、これをより使いやすく効果的なものにするため、補助額やメニューの変更を含めた交付要綱の改正を検討しております。

改正に当たりまして、現場の生の声を反映するため今回アンケートを実施することになりました。資料3がアンケートの案になっております。

内容について簡単に説明いたします。

まず、1番目からいきますと回答者の氏名と集落名、あと、その次がこの補助金事業についてそもそも知っているかという質問になりまして、その下からは補助金の説明と現在の補助のメニューと金額の上限額になっております。これらに対して改善してほしい項目があるか、あるいはこういった新たな補助がほしい、こういった内容を書いていただく欄を設けております。また、補助金については認定農業者のみを対象としたものもありますが、逆に認定農業者でなく農家であれば誰でも使えるというものもございます。そういった項目ごとに質問を設けておりますので、これらをご参考いただいて回答いただくという流れになります。

今回のアンケートは農業委員会の審議対象ではありませんが、委員の皆様からもご意見をいただいきたいと考えております。これにつきましては来月改めてご意見をいただく予

定ですので、それまでに見ておいていただきまして、ご意見等ございましたら来月まで、総会でなくてもいつでもご意見承っておりますので、いただければなというふうに考えております。

報告2点目になります。農家だよりです。

本日配付のA3の資料4をご覧ください。こちらについては内容を簡単にご説明します。

農家だより3月号は年度末になりますので、また新年度、新たに集落支部長になられる方、あるいは継続してなっていた方、そういった方の報告をお願いする作りになります。

また、その下の記事が、農地への不法投棄への注意喚起になります。最近、農地とその周辺、前の道路などに不法投棄というものが相次いでおりますので、そういったことがありますのでご注意くださいという内容です。

また、右上については先ほどご説明した地域計画の調査をこれから行っていきますよということで、全体に対する記事、その下は自然災害で被害を受けた方に対するご案内になります。台風や大雪などで農業ハウスや設備、そういったものが被害を受けた場合はすぐにご報告をお願いしております。すぐに報告が無いと被害証明ができず、その後、発動される可能性のある補助金などの対象にならないおそれがありますので、必ずすぐ確認して報告をいただきたいというふうに思います。

また、一番下はスマート農業導入ナビぷらっと・さいたまというものが埼玉県で開設されました。こちらはスマート農業を紹介するホームページとなっておりますので、ご興味のある方はご覧いただければと思います。

以上が今月の農家だよりになっていきますのでご意見、ご質問等ございましたら後ほどお願いいたします。

報告3点目、次の総会までの各委員の会議等の予定についてになります。

3月は21日が3月議会の閉会日となりまして、こちら新坂会長にご出席をいただきます。農業委員会としてはその他全体としての行事は無い予定ですが、その他、委員の皆様各自で個別の会議等出席の予定がございましたらご報告をお願いいたします。

その他の報告については以上になります。

○新坂議長 ありがとうございます。

委員の皆様から何かご意見、ご質問等はございますか。

先ほどの補助金に関しては上限等があったりして、年によっては使い切れない年もあったりもします。よりよい補助金になるよう、皆様、何かご意見等がありましたらアンケートよ

ろしくお願いいたします。

8番、田中委員。

○田中委員 上限になって申込みが多い場合ですが、次の年、その方が優先になるとかそういう感じになるんですか。

○新坂議長 事務局。

○事務局（江口） そうですね、そういった部分も含めてより多くの方が満足して使えるようになるルールに直したいというところでもあります。なので、もしこういった改正によって予算がすぐにいっぱいになるということであれば、それを根拠にさらに予算の増額を要求する根拠にしたりだとか、そういった部分にも使っていきたいと思っております。

○田中委員 例えばそれを知っている方はいっぱい注文ではないですけども、言えいいので。

○事務局（江口） 不公平が無いようになるべく多くの方に知っていただいて、公平になるような制度にしていきたいと思えます。

○新坂議長 他にご意見、ご質問等ある方いらっしゃいますか。

11番、浪間委員。

○浪間委員 昨日ちょっと僕も説明受けて、ただ分かっている方もいらっしゃるの、あくまでこの目的は率直にこうしてほしい、ああしてほしいということをもってもらって、これを基に補助金の増額とかを目的に使うということでしょうか。

○事務局長（大塚） 一応、こちらのアンケートの目的としては、今、浪間委員がおっしゃったとおり、一つはどれだけ農家さんがこういった補助金に対してニーズがあるかというのを確認して、ニーズが多ければそれを根拠にして財政当局に予算を要求して行って、できるだけ多くの方にこういった補助金を使っていただきたいと。それで農業の発展や経営の安定化等に使ってほしいというのが一つあります。

併せて、この補助金を知らない方も多々いらっしゃる可能性がありますので、そういった方にこういった補助金があることを認識していただくとか、あとは先ほどご意見があったように使いづらかったりとか、そういったところに対して、何かより自分たちにはこの補助金のがメニューは無いんだけど、こういったメニューがあったらもっと使えるのにとか、そういったものがあれば出していただいて、この補助金自体を使いやすくして、かつ、もっと大きく幅広にいろんな方に使っていただけるように、そういった様々な視点でアンケートを活用していきたいというふうに考えています。

○新坂議長 事務局。

○事務局（江口） 一応このアンケートは3月に総会の際にもう一回意見をいただいて、その意見を反映させたものを、その次の農家だよりと一緒に配布する予定であります。なので、農家だよりが配られる方全てにこちらを配布する形になります。

○新坂議長 ありがとうございます。

他にご意見、ご質問等ある方、いらっしゃいますか。

（発言する者なし）

○新坂議長 よろしいでしょうか。

それでは、本日の議事は以上となります。

◎閉会

○新坂議長 本日も、皆様のおかげで滞りなく議事運営ができました。ご協力いただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、令和6年和光市農業委員会2月総会を閉会します。

皆様、お疲れさまでした。

閉会 午前 時 分

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違無い事を証するため、ここに署名する。

和光市農業委員会議長

署名委員

署名委員